老朽給水管更新工事に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成28年10月1日

小田原市長 加 藤 憲 一

老朽給水管更新工事に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市水道事業給水区域内における道路内に布設されている老朽化した給水管について、当該給水管の所有者(以下「所有者」という。)からの申込みに基づき、予算の範囲内において、小田原市水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)が、施行する老朽給水管更新工事(以下「更新工事」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他の道で、現 に一般の通行の用に供されているものをいう。
  - (2) 配水管 給水装置を分岐することが可能な口径50ミリメートル以上の事業管理者が管理する水道管をいう。
  - (3) 給水装置 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置をいう。
  - (4) 給水管 配水管から使用者に給水するために宅地に引き込まれる水道管をいう。
  - (5) 老朽給水管 道路に布設されている口径25ミリメートル以下の給水管で、次に掲げる管種以外のものをいう。
    - ア 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(V.L.G.P)
    - イ 水道用ステンレス鋼管(S.S.P)
  - (6) 宅地内止水栓 道路と宅地との境から1メートル以内の範囲内に設ける止水栓をいう。

(更新工事の施行範囲)

第3条 更新工事の施行範囲は、配水管の分岐から宅地内止水栓又は宅地内1メートル以内までとする。ただし、原則として道路に平行して布設された部分を除く。

(更新工事の施行条件)

- **第4条** 更新工事は、次に掲げる条件に適合するものでなければ施行することができない。 ただし、事業管理者が必要と認める場合は、この限りでない。
  - (1) 前条の施行範囲外において、宅地内止水栓までの老朽給水管が改良されること。ただし、道路内に鉛製給水管が使用されている場合は、この限りでない。
  - (2) 更新工事の施行に関し、道路管理者その他関係機関の許可を得られるものであること。
  - (3) 更新工事の施行に関し、タイル、石垣、擁壁、芝生、樹木その他更新工事に支障となる物件が宅地内にないこと。

(更新工事の適用対象の除外)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、更新工事は行わない。
  - (1) 更新が予定されている耐震性能の低い水道用普通鋳鉄管 (C.I.P)、水道用硬質塩化ビニル

管(V.P)及び水道用亜鉛メッキ鋼管(G.P)の配水管から分岐されている給水管である場合

(2) 給水管の所有者が国、県及び地方公共団体の場合

(更新工事の申込み)

- 第6条 老朽給水管の所有者は、更新工事の申込みを行おうとするときは、老朽給水管更新工事申 込書(様式第1号)に、必要に応じ次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出しなければならない。
  - (1) 老朽給水管更新工事に伴う土地使用承諾等、利害関係人からの同意に係わる誓約書(様式第2号)
  - (2) その他管理者が必要と認める書類

(更新工事の費用負担)

**第7条** 更新工事に要する費用は、当該年度の予算の範囲内において、事業管理者が負担するものとする。

(利害関係人の同意)

- 第8条 申込者は、更新工事申込前までに更新工事に関わる利害関係人の同意を得るものとする。 (回答)
- 第9条 事業管理者は、第6条に規定する更新工事の申込みがあったときは、その内容を精査して 適否を決定し、老朽給水管更新工事回答書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。 (施行時期)
- 第10条 更新工事の施行時期は、申込者と事業管理者との協議により決定するものとする。 (第三者の異議についての責任)
- **第11条** 事業管理者が施行する更新工事に関し、利害関係人その他の者から異議が生じたときは、 申込者が解決に当たるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。